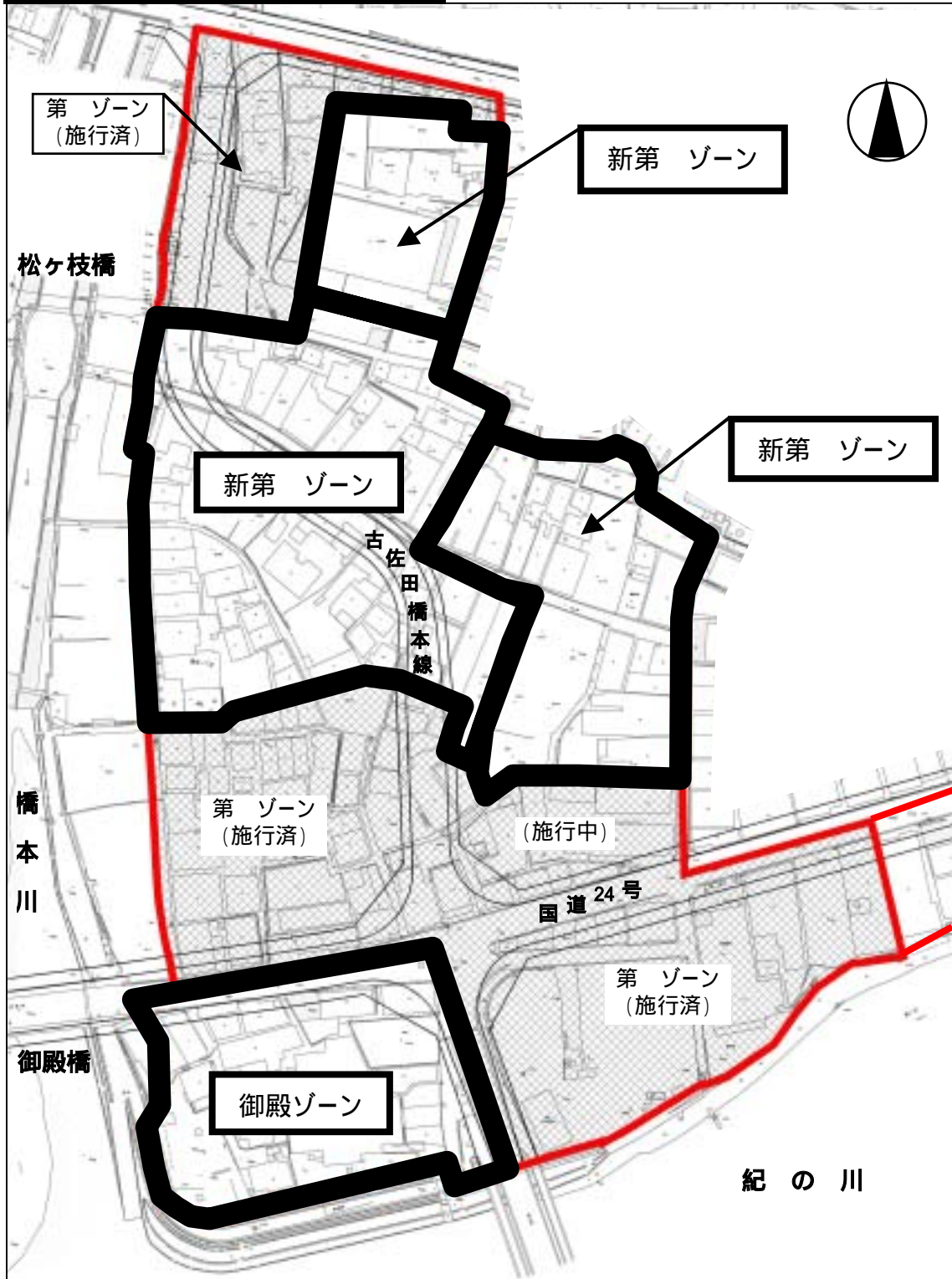


# 「先行区域」の新施行ゾーンを発表しました。

## 区画整理だより

発行 橋本市  
建設部市街地対策室・市街地開発事務所  
331111

「先行区域」の新施行ゾーン



平成16年9月の見直し計画（案）発表以降、市街地対策室では地元関係者の方々の協働作業として、平成17年春から夏にかけてまちづくりの課題や将来像に関する意見交換を行い、同年秋から街区調整

を行ってきました。その街区調整も昨年の夏、概ね最終段階に入ったことから、対策室では引き続き今後の施行実施に向けた建物移転計画や施工計画等を検討し、平成18年12月19日（火）、橋本市民会館において、「先行区域」の関係者（第1ゾーン、及び、紀の川沿い区域を除く）に向けた説明会を行い、新しい施行ゾーンと今後のスケジュールを発表しています。

見直し計画による新施行ゾーンのスケジュール（予定）

施行ゾーン		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
先行区域 残余区域	第1, 第2	施行済み及び施行中							
	新第1		補償調査・調整		造成工事				
	新第2		仮換地指定	補償調査・調整			造成工事		
	新第3				補償調査・調整	造成工事			
	御殿		補償調査・調整		造成工事				

「紀の川沿い区域」のスケジュールは裏面を参照してください。

# 「紀の川沿い区域」の状況を報告します。

紀の川護岸が国の直轄事業で整備されることに伴い、昨年6月に「先行区域」へ追加された「紀の川沿い区域」では、8月に国土交通省から地元関係者に向けた事業概要の説明会が開催され、10月には現況測量調査が行われています。

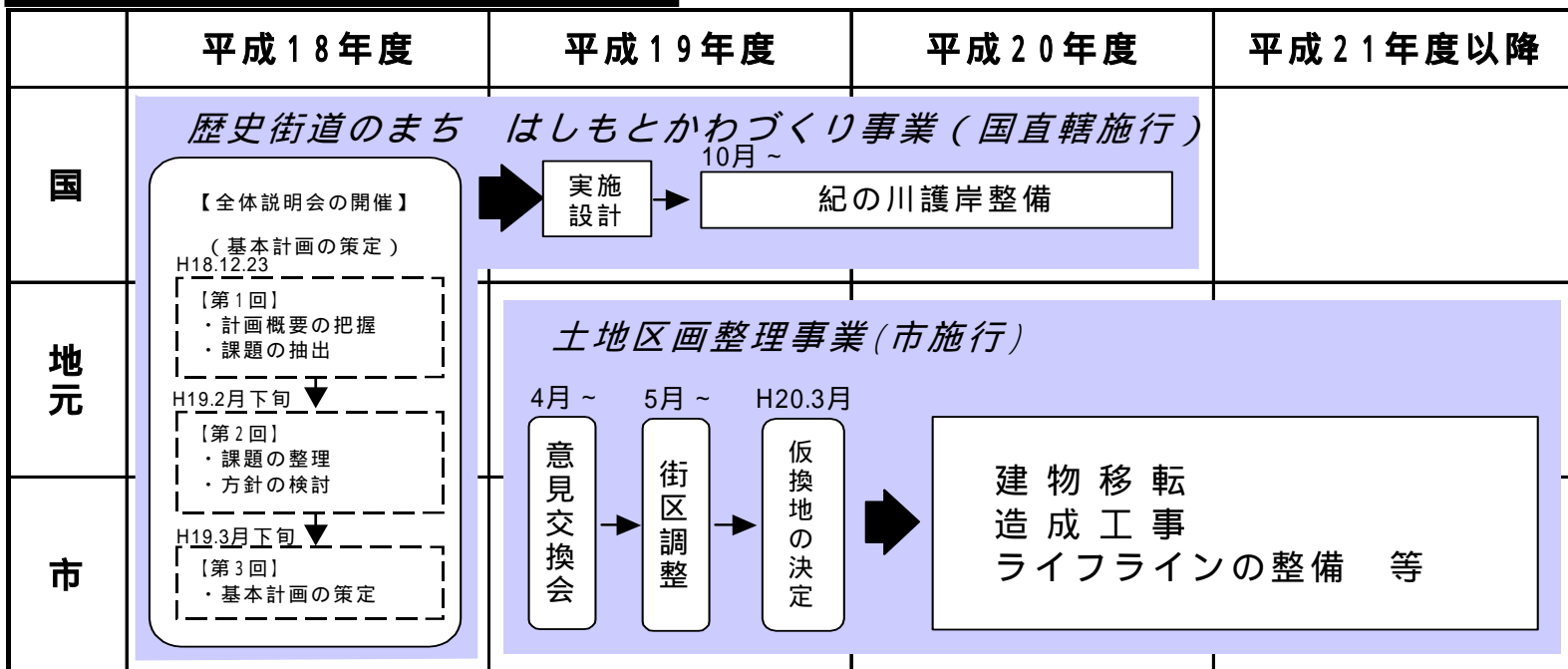
一方、関係権利者の主体的な活動も進んでおり、9月に世話人会（12月の集会において「はしもと紀の川水辺の会」と名称決定）が組織され、代表には牲川篤敬さんが選ばれました。

また、昨年の12月23日（土）には、護岸整備計画に関する説明会（第1回）が開催され、国土交通省から護岸の整備断面イメージ等の説明がなされました。同時に、市からも土地地区画整理事業のスケジュール等を説明し、関係者の皆さんとの意見交換が行われています。今後も引き続き、地元・国・市の協働により、護岸整備に向けた活動を続けていきます。



説明会の様子

## 紀の川沿い区域のスケジュール（予定）



**土地地区画整理事業  
事業計画（変更）の  
縦覧について**

事業見直し計画に伴う設計の変更が生じたので、左記の期間において事業計画（変更）の縦覧を行いますのでお知らせします。

<b>事業の名称</b>	橋本都市計画事業 中心市街地第一地区土地地区画整理事業
<b>縦覧期間</b>	平成19年2月6日（火）～2月19日（月）
<b>縦覧場所</b>	橋本市古佐田二丁目2番3号 市街地開発事務所 2階
<b>意見書の提出期限</b>	平成19年3月5日（月）

**花いっぱい運動の参加者を募集しています！**

まちづくり協議会では、「花のあるまちづくり」を目指し、プランターへの花植え作業や水やり等の活動を展開しています。良好な環境づくりに向けて活動の輪を広げていきたいと思っておりますので、地域のみなさんの参加をお願いします。参加希望の方は、市街地開発事務所（34-1235）まで。